

於大のみち再整備計画策定業務プロポーザル実施要領

1 事業の目的及び業務内容の概要

(1) 事業の目的

「於大のみち」は、東浦町（以下、「本町」という。）における主要な地域資源であるが、整備から30年以上経過し、舗装や本町の歴史や於大の方を紹介する陶板等の老朽化が著しい状況である。

本業務は、「於大のみち」の再整備に向け、図書館や於大公園等を結ぶ歴史と自然が感じられる散策路や憩いの場の位置付けは継続しつつも、活動・交流の場としてにぎわい創出を図り、子どもから大人まで住民のシビックプライドの醸成につながる魅力ある散策路にするため、計画策定等を行うことを目的とする。

(2) 業務内容の概要

ア 業務名

於大のみち再整備計画策定業務

イ 業務内容

別添「於大のみち再整備計画策定業務仕様書」のとおり

ウ 予定履行（契約）期間

契約締結日の翌日から令和9年1月30日（金）まで

エ 事業費の上限額

31,140,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 プロポーザル方式等の採用理由、期待できる効果

発注する業務に適合した具体的な検討方法や取組体制等の提案を多角的に審査でき、最も適切な技術力、創造力、経験等を有する受注者を選定することができる。また、受注者の専門的な知識や技術により、効率的な作業や東浦町の地域性に応じた事業の推進が効果として期待できる。

3 事業スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年7月10日（木） |
| (2) 参加の表明受付期限 | 令和7年7月25日（金）午後5時まで |
| (3) 質問書の受付期限 | 令和7年7月25日（金）午後5時まで |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和7年8月6日（水）まで |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和7年8月26日（金）午後5時まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和7年9月3日（水）
令和7年9月4日（木）※予備日 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年9月9日（火） |
| (8) 仕様書協議 | 令和7年9月11日（木）※受注候補者のみ |
| (9) 入札審査会 | 令和7年9月26日（金） |
| (10) 契約締結 | 令和7年10月22日（水） |

4 選定方法

提案書等による公募型プロポーザル方式の選考とする。

5 公募条件

(1) 参加資格

ア 本事業の公募開始日から契約締結日までの間において、本町の入札参加資格者名簿に登録され、本町から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になっていないこと。

エ 以下のいずれかの要件を満たしていること。

（ア）過去 10 年間に愛知県内の地方公共団体が発注する河川の堤防道路を活用した散策路・遊歩道の基本計画、基本設計又は実施設計業務のいずれかについて完了実績を有すること。

（イ）過去 10 年間に愛知県内の地方公共団体が発注する公園施設の基本計画、基本設計又は実施設計業務のいずれかについて完了実績を 3 件以上有すること。

オ 愛知県内に本店又は支店として従業員を常勤させた営業所を有すること。なお、当該業務に従事する技術者は、管理技術者を含むすべての技術者が愛知県内の本店又は支店に在籍（常駐）していなければならない。

カ 本業務は適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守するほか以下に示す、すべての資格を取得していること。

（ア）ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

（イ）JISQ15001（プライバシーマーク）

（ウ）ISO9001（品質マネジメントシステム）

(2) 失格事項

ア 提案書の提出方法、提出期限等が実施要領に適合しないもの

イ 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 8（提案書作成要領）に適合しないもの

オ 見積価格が事業費の上限額を超えているもの

カ 本町の職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合

キ 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき

ク プレゼンテーションに不参加のとき

6 応募期間及び申込方法

「プロポーザル参加表明書（様式8）」を提出することにより、参加の意思表示を行うこと。なお、参加表明書を提出後、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。また、その際には、本町から配布した資料を全て返却すること。

(1) 提出方法

事務局に電子メールで提出すること。

(2) 参加表明書の送付先

kanko@town.aichi-higashiura.lg.jp

なお、件名に「【於大のみち再整備計画策定業務】（提案事業者名）」を入力し、送信後に必ず電話（0562-82-1188 観光交流課（郷土資料館）※月曜休館）で受信確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

7 提案依頼の内容

(1) 提案の内容

1事業者1案とし、内容は分かり易く簡潔なものとする。

於大のみち再整備計画策定業務仕様書に基づき提案し、その他追加提案は自由とする。

(2) 提案書等の様式

様式名		様式	提出部数
ア	提案書の提出について	様式1	正本 各1部 (片面)
イ	会社概要（会社説明パンフレット等がある場合は、様式に添付すること。）	様式2	
ウ	業務実績	様式3	
エ	業務実施体制	様式4	正本 各1部 (片面) 副本 各10部 (両面・複写可)
オ	サポート体制等の組織体制表	任意様式	
カ	予定技術者の経歴等	様式5	
キ	本業務の実施方針（方針及び手順）に関する提案書	任意様式	
ク	東浦町の地域性及び対象施設周辺の状況に関する提案書	任意様式	
ケ	ステークホルダー（関係機関や町民）との合意形成を図るための具体的な手法に関する提案書	任意様式	
コ	町が目指す将来のまちづくり計画等と整合がとれた提案書	任意様式	
サ	上記提案のほか、本事業について、財政面をも踏まえたうえで、より効果的にするための独自の提案	任意様式	
シ	実施スケジュール	任意様式	正本 各1部 (片面)
ス	費用見積書（本業務に係る令和7年度及び令和8年度分の経費の見積書を作成すること。）	様式6	

(3) 提案書等の提出

ア 提出部数及び提出方法

事務局に持参又は郵送で提出すること。また、文書等のデータについて、電子媒体等で提出すること。なお、期限までに正本、副本及びデータの提出が無い場合は、プロポーザル参加表明書の提出があったとしても、辞退したものとしてみなす。

イ 提出期限

令和7年8月26日（金）午後5時まで（必着）

8 提案書作成要領

(1) 記入上の注意事項

ア 指定の様式がある場合は、指定の様式によること。

イ 文字の大きさは、10ポイント以上とすること。

ウ 任意様式（オ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシ）については合わせてA4版5枚以内にまとめること。

エ 提出する書類の規格はA4判縦とし、片綴じとする。

オ 必要に応じてA3判を使用する場合はA4判2ページ扱いとする。なお、表紙、及び目次はページに含めない。

カ 刷色は多色刷りとし、文字の見やすさや内容の分かりやすさに配慮すること。

キ 評価の公平性を保つため、企画提案書には、提案者を識別でき得る情報（企業名、ロゴ、製品名等）を含まないこと。

(2) 質疑応答等

ア 質問の方法

「質問・回答表」（様式7）を利用し、電子メールにて行うこと。

イ 質問の送付先

kanko@town.aichi-higashiura.lg.jp

なお、件名に「【於大のみち再整備計画策定業務】（提案事業者名）」を入力し、送信後に必ず電話（0562-82-1188 観光交流課（郷土資料館）※月曜休館）で受信確認を行うこと。

ウ 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

エ 回答

提出された質問についての回答は、令和7年8月6日（水）までに行う。

また、その質問内容及び回答内容について、参加者全てに対し、電子メールで送付する。ただし、実施要領や仕様書の記載内容の確認等の軽易な事項については、その都度個別に回答することがある。なお、質問の内容によっては、回答しない場合がある。

9 プレゼンテーションの方法等

(1) 実施順番及び実施時間

プレゼンテーションの実施順番は「プロポーザル参加表明書（様式8）」の提出順に行うものとし、実施時間は提案時間 15 分程度、質疑応答を 10 分程度の合計 25 分程度とする。

(2) 会場

東浦町役場西庁舎 1 階 西会議室 1・2
(控室は、本庁舎 1 階 相談室 1)

(3) その他

- ア プレゼンテーションは、予定管理技術者及び予定担当技術者が行うこと。
- イ 会場には液晶プロジェクタ（HDMI ケーブル、電源ケーブル）及びスクリーンを準備するが、提案者による持ち込みも可とする。その場合は事前に事務局まで連絡すること。
- ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、選考から除外する。
- エ プレゼンテーションの日時等詳細については、提案者が確定後、別途連絡する。
- オ 感染症拡大等の不測の事態によりやむを得ずプレゼンテーション方法の変更もしくは中止する場合はすみやかに各提案者に連絡する。
- カ プレゼンテーションの出席人数は最大 4 名までとする。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査の方法等

- ア 町の職員で構成する審査委員会により、各委員が提案について審査を行う。
- イ 審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- ウ 提案内容等を提出書類及びプレゼンテーションから総合的に審査し、合計点数の最も高い提案事業者を当該業務の受注候補者として選定する。
なお、当該受注候補者が辞退した場合、参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に抵触した場合は、次に合計点数が高い提案事業者を受注候補者として選定する。
- エ 選定の可否にあたり、最低限満たすべき点数の基準は、合計点数の 6 割以上とする。
- オ 合計評価点が同点の場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。
- カ 参加者が 1 事業者の場合でも、プレゼンテーションを実施し、提案内容について評価のうえ、選定の可否を決定する。

(2) 審査の項目

提案書に記載の各項目とする。

(3) 審査項目・評価基準等

総合評価方式とし、評価項目及び点数配分は次のとおりとする。

- ア 業務実績、業務実施体制に関する評価
(ア) 同種業務の実績について

(イ) 管理技術者、主たる担当技術者及び会社の業務実施体制について

イ 企画提案に対する評価

ウ プレゼンテーション能力に対する評価

エ 見積金額

点数＝10×最低見積金額／見積金額

※小数点第3位以下、四捨五入とする。

※最低見積金額とは、各参加者から提出のあった見積金額のうち、最低の金額のものをいう。

項目		全体に占める割合	評価基準
1	業務実績	5/100	別紙1参照
2	業務実施体制	20/100	別紙1参照
3	企画提案	50/100	別紙2参照
4	プレゼンテーション能力	15/100	別紙2参照
5	見積金額	10/100	各見積金額を基に算出
合計		100/100	

(4) 審査結果通知

令和7年9月9日(火)に通知する。なお、受注者は、入札審査会にて決定する。

11 その他必要な事項

(1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担とする。

(2) 提案書作成のために本町から受領した資料は、本町の了解なく公表及び使用することを禁ずる。

(3) 提出された提案書は、町が報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 提出された提案書、電子媒体等は、返却しないものとする。

(5) 提出された提案書及び審査結果の内容等については、原則、公開しないものとする。ただし、東浦町情報公開条例(平成20年東浦町条例第39号)に基づいて、一部又は全部を公開することがある。

(6) 東浦町は、必要に応じて提出書類を追加又は変更し、提出を求めるものとする。

(7) 契約時における「於大のみち再整備計画策定業務仕様書」は、受注者が提出した提案書に記載された事項及び質疑応答の内容のうち、必要なものについて協議の上、変更又はこれに追加することができるものとする。

(8) プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加表明書を提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届(様式9)」を提出すること。

12 事務局

東浦町 地域創造部 観光交流課（東浦町郷土資料館）
〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字桜見台 18 番地の 4
電話 0562-82-1188（月曜休館）
電子メール kanko@town.aichi-higashiura.lg.jp